

【平成29年第2回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成29年6月22日 健康福祉委員長 勝又 光江

○「議案第80号 川崎市福祉センター跡地活用施設（公共施設部分）の取得について」

《主な質疑・答弁等》

* 公共施設部分に設置予定である高次脳機能障害者に対応した施設の概要について

公共施設部分には（仮称）南部リハビリテーションセンターを設置する予定であり、高次脳機能障害者については、同センターで専門職員を配置し、相談事業を中心に取り組む予定である。

* 高次脳機能障害者にとって相談だけでなく、機能回復を目的に日常生活も行える機能を持つ施設に変更することについて

利用者に対し、有効な機能が果たせる施設として議論を行っていかなければならぬと感じており、今後、施設の詳細な内容については検討を行いたいと考えている。

* 高次脳機能障害者が機能回復を目的に日常生活を行える機能を持つ施設を設置することを決定した場合の他の公共施設部分の床面積への影響について

全体の公共施設部分の面積の割り振り等の詳細な部分については、サービスの機能を確保した上で、今後検討を行っていく予定である。

* 当該施設を公共施設部分の買取り方式とした理由について

整備計画策定時及び整備計画改訂時に、市が直接建物を建設する方法、PFI方式で行う方法、公共施設部分の買取り方式で行う等の検討を行った結果、公共施設部分の買取り方式が最も効率的に施設を建設できると考え、買取り方式を取り入れた経緯がある。

* 取得面積等の詳細設計が決まる前に取得金額が確定している理由について

取得面積の詳細は、今後の設計により確定することとなり、多少の変更の可能性もあるが、要求水準書を示して事業者募集を行っているため、実施設計の中で、機能の極端な変更はないため取得金額に変更は生じないものと考えている。

* 取得金額の内訳について

公共施設部分の取得金額の内訳は、設計費用、工事監理費用、工事費用、譲渡費用、既存建物解体費用及び土壤汚染対策費用である。

* 土壤汚染対策の取組について

当該施設の土壤汚染対策については、平成28年1月から2月にかけて44か所に区分けし、調査を行い、20か所から、鉛、ふっ素、ひ素が検出されたため、今後、土壤汚染対策関連法令に基づき、汚染対策工事を実施予定である。

* 川崎市福祉センター跡地の民間施設部分の運営法人として指定された社会福祉法人三篠会の民間施設部分の買取り金額及び市から三篠会に支出する補助金額について

社会福祉法人三篠会が買い取る民間施設部分の金額は約35億円、市が支出

する補助金額は約25億円となる。したがって、三篠会の実質的な負担額は約10億円となる見込みである。

* **社会福祉法人三篠会が実質的に負担する金額が減少した理由について**

計画の当初に想定していた総床面積を縮小したため、実質的に負担する金額も減少したものである。

* **総床面積の縮小に伴うサービス低下の有無について**

共用部分の面積の調整で対応したため、施設の運営に必要な面積については確保しており、サービスの低下はないものと考えている。

* **運営法人に対して50年の一般定期借地権で対応し、土地代を免除にした理由について**

当該施設は、高齢者・障害者等の福祉の増進を目的としているため、大幅な利益が得られるわけではなく、市有地を活用して高齢者施設、障害者施設の整備を進める場合には、事業者が本市の事業に参入しやすくなるために全て無償貸与としている。

* **平成28年5月に行われた川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会において社会福祉法人三篠会が財務面での見通しが十分でないと報告するに至った理由について**

財務面での見通しが十分ではないとの報告については、社会福祉法人三篠会が所有している建物について老朽化に伴う建て替えの検討を行っているためと理解している。

* **当該施設の周辺住民への説明会の開催状況について**

平成27年度については、11月、12月、1月に説明会を開催し、平成28年度については、7月に開催している。なお、説明会の周知方法については、周辺の住民に5,000部のチラシを配布した。

* **本市における市内の社会福祉法人を育成することに対する考え方について**

市内の法人の育成は重要であると考えており、市内の社会福祉法人には、既存の老朽化施設の対応に向けて協議を行っている。

* **今後の公共施設部分の指定管理者の募集について**

福祉センター跡地における公共施設部分については、今後、広く指定管理者の公募を行う予定である。

* **当該施設の特別養護老人ホームにおける在宅・入所相互利用加算制度の導入について**

在宅・入所相互利用加算制度は、特別養護老人ホームにおける新しい制度として最近注目を集めているが、市内での取組事例はないため、他都市の事例等の調査を行い、当該施設への導入を検討している状況である。

* **当該建物の建築費の坪単価及び他の特別養護老人ホーム等の福祉施設との比較について**

当該建物の建築費の坪単価は約122万円となっており、近年の他の特別養護老人ホーム等の建築費とほぼ同額となっている。

《意見》

* 今後、川崎市福祉センター跡地に新しくできる複合施設については、施設内に従事する人員を十分に確保し、それぞれの施設の機能が十分に果たせないといったことがないように調整を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第32号 年金の毎月支給を求める意見書を国に提出することに関する請願」

《請願の要旨》

年金の毎月支給を実現するよう国に意見書の提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

平成2年2月から施行された国民年金法等の一部を改正する法律により、国民年金法第18条第3項が改正され、年金は、それまでの年4回支給から、隔月支給となり、現在、年6回偶数月に支給されている。

本市では毎月支給について、他の政令指定都市とともに、平成28年度政令指定都市国保・年金主管部課長会議において、国に対し、老齢基礎年金等の支給額等の改善に関連して、年金の毎月支給を求める要望書を提出している。これに対し、国からは、支給業務は既に非常に大きな負担を伴っており、毎月支給となれば支払金融機関や共済組合等の事務をさらに増大させ、日本年金機構を始め、関係機関において大規模なシステム改修を必要とするなど、様々な課題があり、対応は困難であるとの回答であった。本市としては、国からの回答を踏まえ、平成29年度の国への要望に当たっては、政令指定都市国保・年金主管部課長会議において慎重に検討したいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 国民年金法制定時に年4回支給とした理由について

昭和34年当時の国民年金法制定時に年金支給を年4回とした理由については把握していないが、平成2年に支給月が年4回から年6回の隔月に見直しが行われた際には、昭和63年11月に当時の社会保障制度審議会で支給月を隔月にするという検討が行われ、国に対し審議会が意見書を提出し、国民年金法が改正された経緯がある。

* 昭和63年11月に当時の社会保障制度審議会において支給月の変更を検討した理由について

当時の審議会では、年金受給者へのサービス向上の観点からできるだけ早期に年6回支給の実施を検討するよう国に対し意見書を提出した経緯がある。

* 平成29年度の老齢基礎年金額について

満額の場合、年間77万9,300円となっている。

* 一人暮らし高齢者の傾向について

一人暮らし高齢者は、年々増加傾向にあると認識している。

* 年金が毎月支給でないことを理由とした年金受給者の金銭貸借によるトラブルの有無について

年金が毎月支給でないことを理由とした受給者のトラブル等については、保険

年金課では把握していない。

* 今後の人団推計を踏まえた総年金支給額の推移について

今後は、高齢化の進展に伴い、総年金支給額は増加するものと思われる。

また、振込手数料等の経費も支給人数の増加に伴い、右肩上がりに増加するものと想定される。

* 諸外国における年金の支給回数について

イタリア、ドイツ、フランス、アメリカは年金の毎月支給を行っており、イギリスは、毎週支給を行っている。

* 年金制度の国際基準の有無について

年金制度に関しては、国ごとに金額、年齢、納付状況等に差異があるため、同じ基準で比較するのは困難である。

* 年金の支給月を現在の隔月支給から毎月支給にした場合の経費増加の見込みについて

国によると現在、隔月支給の中で金融機関への振込手数料は、総額で約27億6,000万円となっているため、毎月支給にした場合は、2倍の約55億2,000万円となることが見込まれる。

また、システム改修に関する費用として、ソフトの改修に約20億円、ランニングコストが年間約36億円という試算結果が日本年金機構から示されている。

* 年金の支給月に関する国会での議論について

現在、国会では、具体的な支給月という視点での議論は行われておらず、無年金者対策、低年金者対策に関する議論が中心となっていると思われる。

* 平成28年度政令指定都市国保・年金主管部課長会議において国に対して年金の毎月支給の要望書を提出した背景について

神戸市から、国に対して年金の毎月支給を求めることが要望することの提案があり、政令市20市において全会一致の下、毎月支給を求める要望書を国に対し提出した経緯がある。

* 神戸市が年金の毎月支給を提案した理由について

労働者の給与についても月に1回の支給である等、日本の社会情勢を考えると、高齢者が計画的に生活するためには、年金の支給が月単位の方が望ましいと考えたためと理解している。

* 平成28年度に政令指定都市国保・年金主管部課長会議において国に対し年金の毎月支給を要望した際に経費増加を理解した上での要望であったかどうかについて

年金の隔月支給を毎月支給にする要望については、平成28年度から新たに追加された内容であるため、要望書提出時に経費増加の具体的な金額は把握しておらず、要望書提出後に振込手数料の金額、日本年金機構による開発経費等の具体的な金額が判明したものである。

《取り扱い》

- ・年金に関しては、今後の日本における高齢者の増加などの社会状況を鑑みると支給額の減少が一番の問題ではあるが、支給を毎月支給に変更することは受給者の

生活を考えると必要であると考えるため、本請願は採択すべきである。

- ・年金の支給月については、法律に位置付けられている以上、本来は国が議論しなければならない問題であり、国が責務を果たすことが先決であると考えるため、本請願は不採択とすべきである。
- ・年金の毎月支給への変更を求める願意には一定程度理解するところではあるが、受給者から一番求められていることは、年金を安定的に支給していくことであり、現段階では、年金に関して総体的に様々な議論をしなければならないと考えられ、年金の支給月の変更は時期尚早と考えるため、本請願は不採択とすべきである。
- ・年金の支給月は重要な問題であると考えるが、年金制度の維持、年金支給額を減少させないことがより重要な課題であると考えられ、支給月に関しては検討経過を見守るべきと考えるため、本請願は継続審査とすべきである。
- ・将来に向けて安定的な年金の支給という観点から年金の一元化、最低保障年金が優先されるべきであり、支給回数については、更なる検討が必要と考えるため、本請願は継続審査とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択